

個情第 1234 号
令和 7 年 6 月 4 日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

個人情報保護委員会
委員長 手塚 悟
(公 印 省 略)

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取への回答

令和 7 年 5 月 16 日付けデ戦第 1649 号をもって貴職より当委員会に対して意見を求められた標記について、令和 7 年 6 月 4 日に開催された第 324 回個人情報保護委員会において意見が取りまとめられたので、別紙のとおり回答します。

以上

(別紙)

デジタル社会の実現に向けた政策の遂行に当たっては、デジタル技術の飛躍的な進展等により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化している状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、マイナンバー制度の利用並びにマイナンバーカードの普及及び利用を推進するに当たっては、その前提として、個人番号その他の特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることが肝要である。

こうした基本的視座に立った上で、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を含むデジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）に定められた施策の実施に当たっては、次の点に留意することが必要である。

(1) データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の保護を分野横断的に担う個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）を土台とした上で、リスクに応じ、社会全体のデータガバナンスを確保し、信頼性の高いデジタル空間を構築するための制度整備を検討することが重要であること。

(2) 各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきであること。

また、個人情報等を取り扱う施策の企画立案に当たっては、当該施策に対する信頼性を確保することが当該施策の円滑な推進にも資することから、個人情報保護法の規定も踏まえ、当該施策において講ずべきルールを明確にするとともに、当該ルールの遵守を担保するための実効的な措置を確保することが重要であること。

(3) 行政機関等が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらを分かりやすく、丁寧に国民に説明すべきであること。

特に、マイナンバー制度の利用等の推進に関する施策の実施に当たっては、

特定個人情報保護評価の着実な実施や個人番号登録事務における特定個人情報の正確性の確保を含め、個人番号その他の特定個人情報等の安全かつ適正な取扱い及び丁寧な説明が求められること。

(4) 個人情報等を取り扱う施策の遂行やシステム構築の実施に当たり、取り扱うデータの内容、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA (Privacy Impact Assessment : 個人情報保護評価) の手法を用いることや、個人データの取扱いに関する責任者の設置などのデータガバナンスの体制を構築することは、各施策やシステムの透明性と信頼性の確保のために有効であること。

(5) 個人情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日最終変更。)、 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」(令和 4 年 5 月 25 日個人情報保護委員会決定。①個人情報等の取扱いの必要性・相当性、②個人情報等の取扱いに関する適法性、③個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性、④個人情報等の取扱いに関する外延の明確性、⑤個人情報等の取扱いの安全性、⑥個人情報等に係る本人関与の実効性、⑦個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性から構成される。)、 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」(令和 7 年 5 月 28 日個人情報保護委員会決定) 等を始めとする、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

以上